交野市立学校教育情報セキュリティ基本要綱

（基本方針）

令和７年４月 改訂

交野市教育委員会

第１章　交野市立学校教育情報セキュリティ基本要綱の構成

交野市立学校教育情報セキュリティ基本要綱(以下、「教育情報セキュリティ基本要綱」という。)は、市立学校が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものである。

また、教育情報セキュリティ基本要綱は、市立学校が所掌する情報資産に関する業務に携わる教職員及び外部委託事業者に浸透、普及、定着させるものであり、安定的な規範であることが要請される。

しかしながら一方では、技術の進歩等に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化へ柔軟に対応することも必要である。

このようなことから、教育情報セキュリティ基本要綱を一定の普遍性を備えた部分(基本方針)と情報資産を取り巻く状況の変化に依存する部分(対策基準)に分けて策定することとした。

具体的には、教育情報セキュリティ基本要綱を、

①教育情報セキュリティ基本方針

②教育情報セキュリティ対策基準

の２階層に分け、それぞれを策定することとする。また、教育情報セキュリティ基本要綱に基づき、情報システム毎の具体的な情報セキュリティ対策の実施手順として教育情報セキュリティ実施手順(運用マニュアル)を策定することとする(次表参照)。

教育情報セキュリティ実施手順については、個々のネットワークシステム及び情報システム毎に具体的な実施手順を定めるものであり、本書とは同一構成をとらないものとする。

なお、新たな情報システムを構築する際には、教育情報セキュリティ実施手順を策定しなければならない。

教育情報セキュリティ基本要綱の構成

文　　書　　名		内　　容
教育情報セキュリティ基本要綱	教育情報セキュリティ基本方針	情報セキュリティ対策に関する統一的かつ基本的な方針。
	教育情報セキュリティ対策基準	教育情報セキュリティ基本方針を実行に移すための全てのネットワーク及び情報システムに共通の情報セキュリティ対策の基準。
教育情報セキュリティ実施手順		ネットワーク及び情報システム毎に定める教育情報セキュリティ対策基準に基づいた具体的な実施手順。

第２章　教育情報セキュリティ基本方針

1. 目的

学校教育の情報化を進めるにあたっては、児童・生徒、その保護者及びその他の関係者の個人情報を情報システムにより取り扱う機会が増大することから、個人情報を含む情報資産の一層適切な管理・運用が求められる。また、日々の授業をはじめとする教育活動や効率化が求められている校務処理における情報システムの活用が進み、システム運営の安定性の確保の観点から、学校における情報セキュリティ対策の強化が必要である。

本市教育委員会においては、学校における情報セキュリティ対策をさらに実効性あるものとするために、学校における情報ネットワーク構成の特異性及び学校独自の職制等を考慮した本基本方針を定めたものである。

2. 定義

(1)ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。

(2)情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3)情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4)教育情報セキュリティ基本要綱

本基本方針及び教育情報セキュリティ対策基準をいう。

(5)機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6)完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7)可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1)不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2)教職員等及び外部委託業者による非意図的な操作又は意図的な不正アクセスもしくは、不正操作によるデータやプログラムの漏えい・持出・盗聴・改ざん・消去、機器及び記録媒体の盗難、規定外の情報システム接続や操作によるデータ漏えい等
(3)地震、落雷、火災、水害等の災害並びに事故、故障等によるサービス及び業務の停止等
(4)大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
(5)電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4.情報セキュリティ対策

情報資産を脅威から保護するため、次に定める情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1)管理体制

情報資産を管理し、機密性、完全性及び可用性を維持するための体制を確立する。

(2)物理的セキュリティ

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・盗難等から保護するために施設整備等の物理的な対策を講ずる。

(3)人的セキュリティ

情報セキュリティに関する権限や責任を定めるとともに、全ての教職員等に本基本要綱を周知徹底するための教育を実施する等、必要な対策を講ずる。

(4)技術的セキュリティ

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、コンピュータ等の管理及び情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス対策ソフト導入等の技術面における対策を講ずる。

(5)運用

①情報システムの監視、本基本要綱の遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、本基本要綱の運用面の対策を講ずる。

②情報セキュリティが侵害される事態が発生した場合に被害の拡大防止、復旧等を迅速かつ的確に実施するため、緊急時対応計画を整備する。また、侵害に備えた対応訓練の定期的な実施等の対策を講ずるよう努める。

5.適用範囲

(1)適用する機関の範囲

交野市立学校に関する条例(昭和４０年３月３１日条例第７号)第１条、第２条及び３条により設置する市立小学校、中学校及び義務教育学校(以下「学校」という。)並びに教育委員会とする。

(2)情報資産の範囲

本基本要綱が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

①教育ネットワーク、教育情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体
②教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。)
③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

6.教職員等の遵守義務

(1)校長、教員その他の学校に所属する職員(以下「教職員等」という。)は、情報資産の利用にあたっては、関連法令を遵守しなければならない。

(2)教職員等は、情報セキュリティの重要性を認識し、本基本要綱を遵守しなければならない。

7.情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティ基本要綱の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査又は自己点検を実施する。

8.教育情報セキュリティ基本要綱の見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティ基本要綱の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、教育情報セキュリティ基本要綱を見直す。

9.教育情報セキュリティ対策基準の策定

上記 7,8 に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

10.情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附　則

１　この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

２　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。